

令和 8 年度版 三芳町環境調査報告書

(令和 7 年度調査結果)



三芳町環境課

はじめに

三芳町って どんどころ?!・・・三芳町

は、武蔵野の美しい雑木林と整然と区画された畑が残る貴重な里山風景や、360年以上にわたり営まれている「武蔵野の落ち葉堆肥農法」が受け継がれている自然豊かなまちです。また、首都圏30キロメートル圏という好条件に位置しており東京通勤圏として宅地開発が進むほか、三芳スマートICの全面開通など交通利便性にも優れ、生産活動や物流の拠点としても発展しています。

その一方で、地域によっては、工場隣接地に住宅が建設されるなど生活環境の混在化が進み、また、近隣トラブルや事業所による騒音や振動、悪臭、大気汚染等、相談の内容も、近年の環境に対する関心の高まりとともに多様化し、その環境保全と適切な管理対応が重要な課題となっています。



緑のトラスト保全第14号地「藤久保の平地林」

町が進める環境政策・・・町では令和32年を目標年次として、望ましい環境像『緑ゆたかで 人の顔が見える地域を みんなの手と知恵で育てていくまち みよし』の実現を目指し取組を進めるとともに、令和4年3月に、令和32年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、地球温暖化対策等の取組を進めています。

また、これからのまちづくりが我が国の持続可能な社会の構築に資するものになり、次世代までの住民誰もがこころ穏やかに暮らせるまちとなることを念頭に、『第2次三芳町環境基本計画』を令和6年3月に策定しました。

この令和8年度環境調査報告書は、三芳町環境基本計画「基本目標1 誰もが暮らしやすいまち」の目標施策に基づき、令和7年度に実施したダイオキシン類、環境大気、河川水質及び道路交通騒音に関する分析調査について結果を取りまとめ、公表するものです。

これらの調査を踏まえながら生活環境の現況と動向を把握することは、本町で生活する皆さんが安全・安心な暮らしを送るための環境政策を推進する上で欠かすことができません。多くの皆様にご高覧いただき、ご参考としていただければ幸いです。

令和8年5月
三芳町環境課

環境調査実施時期・CONTENT

調 査 項 目			4月～7月	8月～11月	12月～3月
1	環境大気調査				
	(1)ダイオキシン類測定調査	3p			
	(2)ベンゼン等測定調査	6p			
2	大気中の二酸化窒素濃度調査	9p	 	 	 
3	河川水質調査	12p		 	
4	道路交通騒音調査	17p			



1 環境大気調査

(1) ダイオキシン類測定調査

① 調査の目的

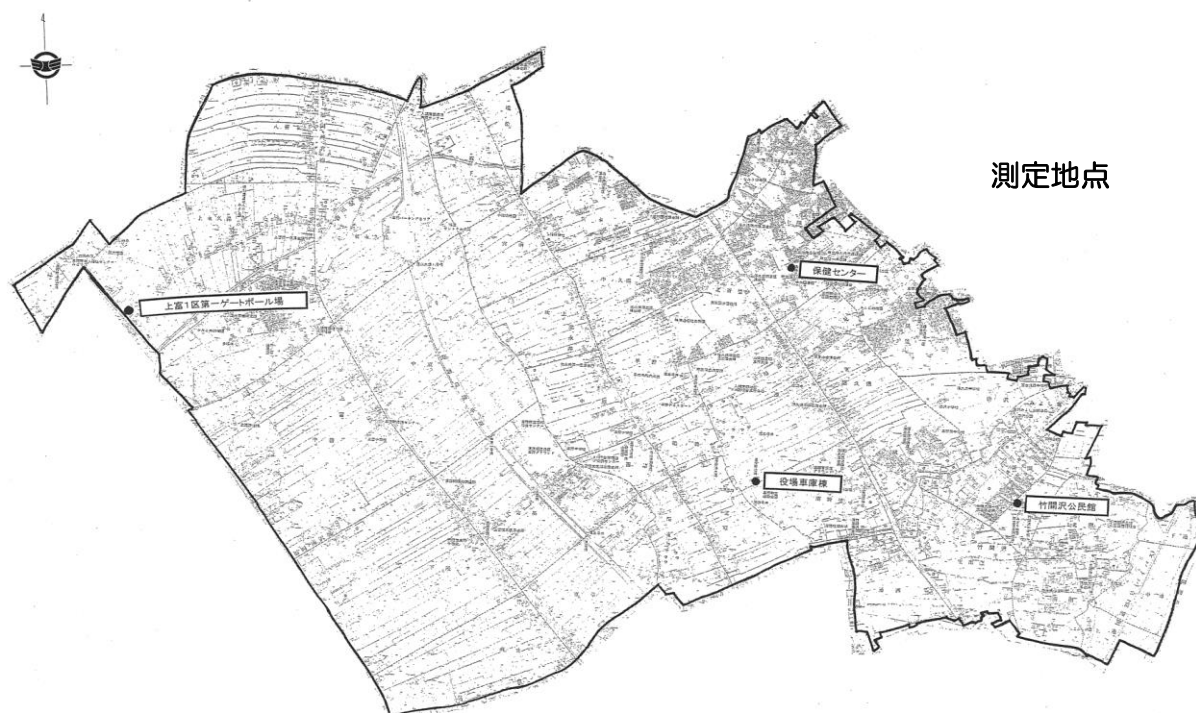
表1の調査地点においてダイオキシン類の濃度を測定し、法律（ダイオキシン類対策特別措置法）に定められた環境基準との適合性を見るとともに、濃度分布を検証することで、環境汚染の状況を把握します。

② 調査日程・測定地点

夏季調査（7月）、冬季調査（1月）の計2回。

ダイオキシン類の調査日程

測定地点		調査日程
夏季調査	上富第一区第一ゲートボール場 役場車庫棟屋上 保健センター屋上 竹間沢公民館	令和7年7月10日（木）～7月17日（木）
冬季調査	上富第一区第一ゲートボール場 役場車庫棟屋上 保健センター屋上 竹間沢公民館	令和8年1月8日（木）～1月15日（木）



③ 調査結果

※単位＝pg-TEQ/m³

調査地点	夏季	冬季	年平均	環境基準	県目標値
上富第一区 第一ゲートボール場	0.013	0.032	0.023	達成	達成
役場車庫棟屋上	0.020	0.023	0.022	達成	達成
保健センター屋上	0.019	0.021	0.020	達成	達成
竹間沢公民館屋上	0.018	0.013	0.016	達成	達成
平 均	0.0175	0.0223	0.0203	—	—

夏季調査におけるダイオキシン類の濃度は、0.013pg-TEQ/m³（上富第一区第一ゲートボール場）、0.020 pg-TEQ/m³（役場車庫棟屋上）、0.019pg-TEQ/m³（保健センター屋上）、0.018pg-TEQ/m³（竹間沢公民館屋上）でした。

冬季調査におけるダイオキシン類の濃度は、0.032pg-TEQ/m³（上富第一区第一ゲートボール場）、0.023 pg-TEQ/m³（役場車庫棟屋上）、0.021pg-TEQ/m³（保健センター屋上）、0.013pg-TEQ/m³（竹間沢公民館屋上）でした。

各地点における年平均は、0.016pg-TEQ/m³（竹間沢公民館屋上）～0.023pg-TEQ/m³（上富第一区第一ゲートボール場）であり、すべての調査地点で環境基準及び埼玉県目標値を達成しました。

④ 環境基準・県目標値

環境基準（ダイオキシン類対策特別措置法）	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
埼玉県目標値	0.3pg-TEQ/m ³ 以下

⑤ 周辺測定数値（埼玉県大気環境課／令和6年度測定値）

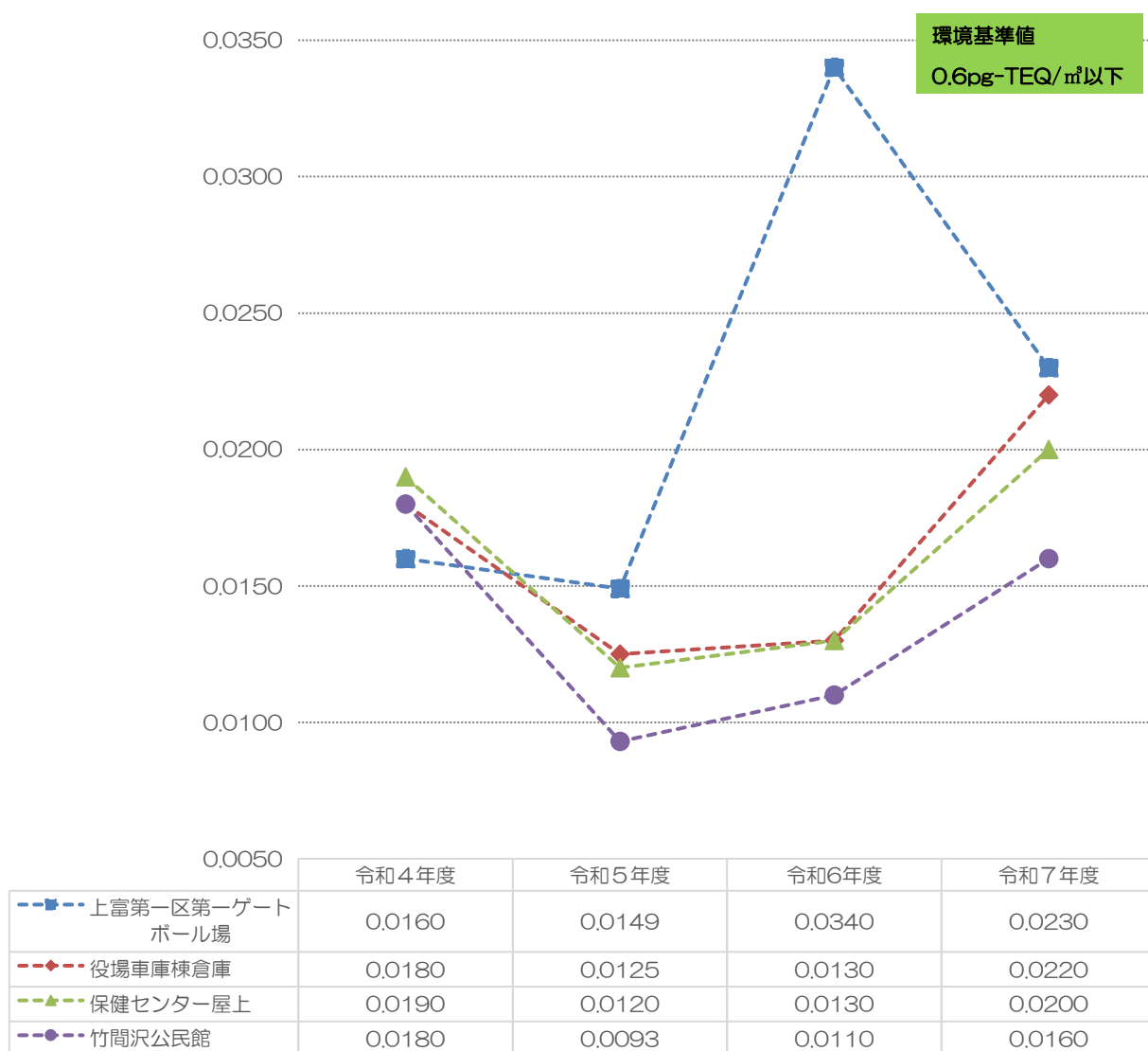
単位：pg-TEQ/m³

調査地点	第1回	第2回	第3回	第4回	平均値
川越局（宮下町）	0.0068	0.010	0.0053	0.015	0.00932
東所沢局	0.0084	0.012	0.0073	0.014	0.010

⑥ 年度推移

ダイオキシン類年平均値の経年変化はグラフ1のとおり、埼玉県目標値（0.3 pg-TEQ/m³以下）以下で増減を繰り返しています。

グラフ1 ダイオキシン類年平均値



(2) ベンゼン等測定調査

① 調査の目的

竹間沢公民館屋上においてベンゼン、浮遊粒子状物質、窒素酸化物等の濃度を測定し、環境基準との適合性を見るときともに、環境大気の実態を把握、検証することで、今後の公害防止対策の判断材料にします。

② 調査日程・測定地点

夏季調査、冬季調査の計2回。

環境大気の調査日程

調査項目	測定地点	調査日程	
ベンゼン	竹間沢公民館	夏季	令和7年7月10日(木)～7月11日(金)
		冬季	令和8年1月8日(木)～1月9日(金)
二酸化窒素 浮遊粒子状物質	竹間沢公民館	夏季	令和7年7月10日(木)～7月16日(水)
		冬季	令和8年1月8日(木)～1月14日(水)

③ 調査結果

項目	単位	時期	濃度	年平均値	環境基準
ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	夏季	0.19 (0.20)	0.43 (0.43)	達成
		冬季	0.66 (0.66)		達成
項目	単位	時期	濃度範囲	時間最大値	環境基準
二酸化窒素	ppm	夏季	0.003～0.006	0.009	達成
		冬季	0.004～0.021	0.046	達成
浮遊粒子状物質	mg/m^3	夏季	0.008～0.017	0.035	達成
		冬季	0.006～0.015	0.110	達成

ア ベンゼン

夏季におけるベンゼン濃度は、本測定が $0.19\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、二重測定が $0.20\mu\text{g}/\text{m}^3$ で、冬季は本測定が $0.66\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、二重測定が $0.66\mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。

夏季及び冬季の年平均値は $0.43\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、二重測定においても $0.43\mu\text{g}/\text{m}^3$ となり、環境基準を達成しました。

イ 二酸化窒素

夏季及び冬季の日平均値は夏季 $0.003\sim 0.006\text{ppm}$ 、冬季 $0.004\sim 0.021\text{ppm}$ となり、また時間最大値は夏季 0.009ppm 、冬季 0.046ppm となり、環境基準を達成しました。



ウ 浮遊粒子状物質

夏季及び冬季の日平均値は夏季 0.008~0.017mg/m³、冬季 0.006~0.015mg/m³、時間最大値は夏季 0.035mg/m³、冬季 0.110mg/m³となり、環境基準を達成しました。



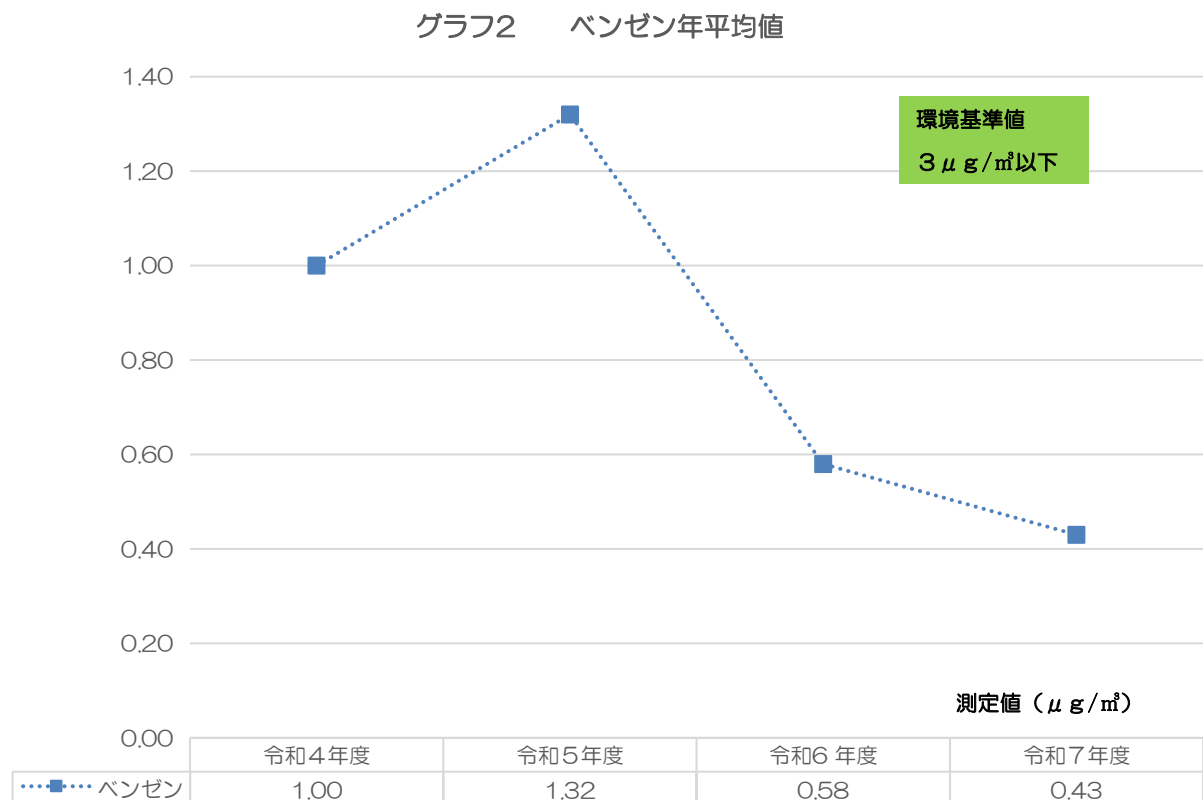
④ 環境基準

物 質	環境基準	基準値
ベンゼン	二酸化窒素に係る環境基準について (S53.7.11 環告 38)	1 年平均値が 3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
二酸化窒素	二酸化窒素に係る環境基準について (S53.7.11 環告 38)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	大気汚染に係る環境基準について (S48.5.8 環告 25)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること

⑤ 年度推移

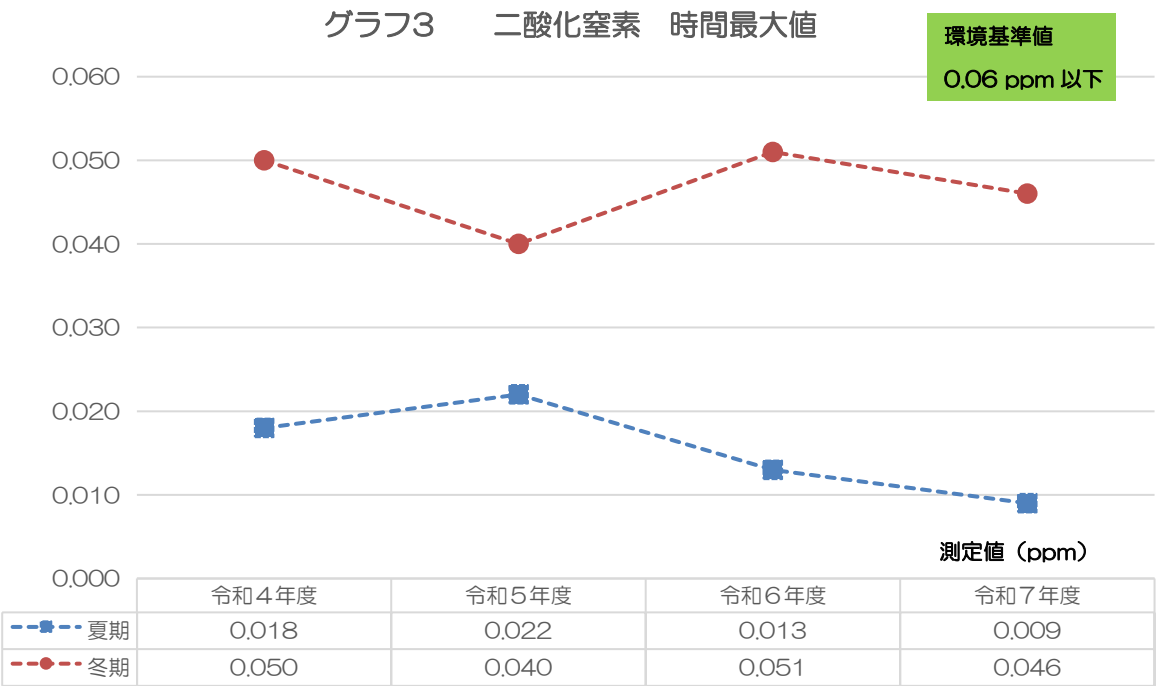
ア ベンゼン

年平均値の経年変化はグラフ 2 のとおりで、令和 4 年度調査から微増傾向でしたが、令和 6 年度以降の調査では減少となり、環境基準を達成しました。



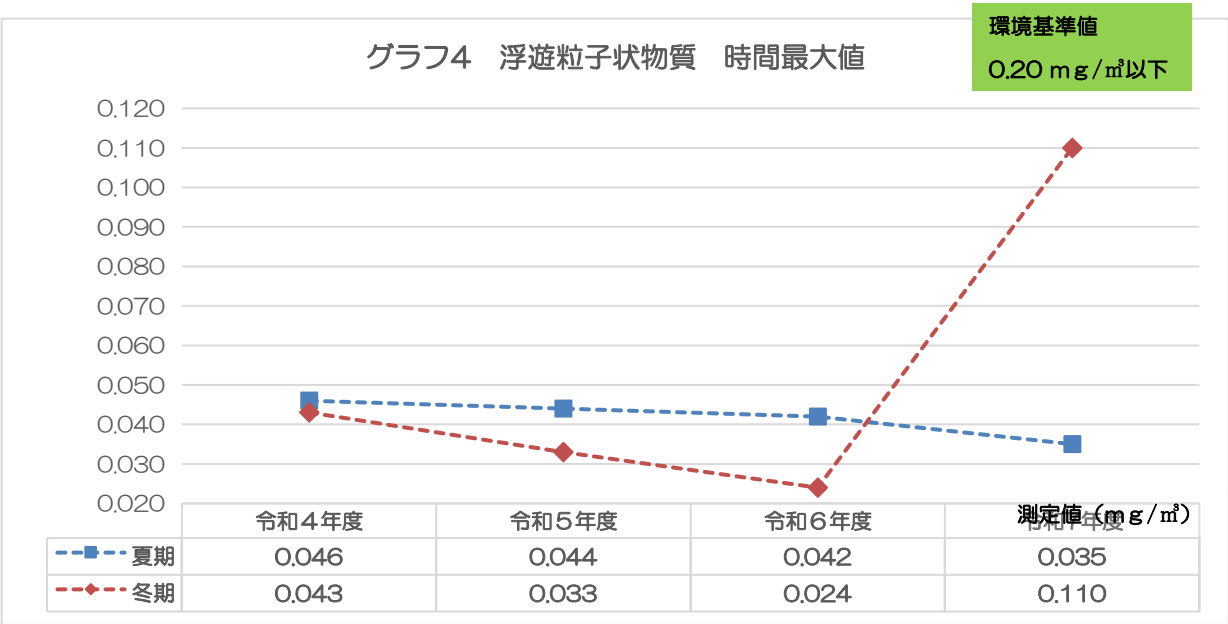
イ 二酸化窒素

二酸化窒素の時間最大値の経年変化はグラフ 3 のとおりで、夏期・冬期ともに増減を繰り返しており、夏期より冬期の方が高い数値となっています。



ウ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の時間最大値の経年変化はグラフ 4 のとおりで、夏季・冬季ともに増減を繰り返していました。令和7年度では冬季調査 0.110 mg/m³と高い数値となりましたが、環境基準値は達成しました。



2 大気中の二酸化窒素濃度調査

(1) 調査の目的

町内8地点において、窒素酸化物の主要成分である二酸化窒素の濃度を1年間継続的に測定し、環境基準との適合性を見るときともに、二酸化窒素の実態を把握、検証することで、今後の公害防止対策の判断材料にします。

(2) 調査日程

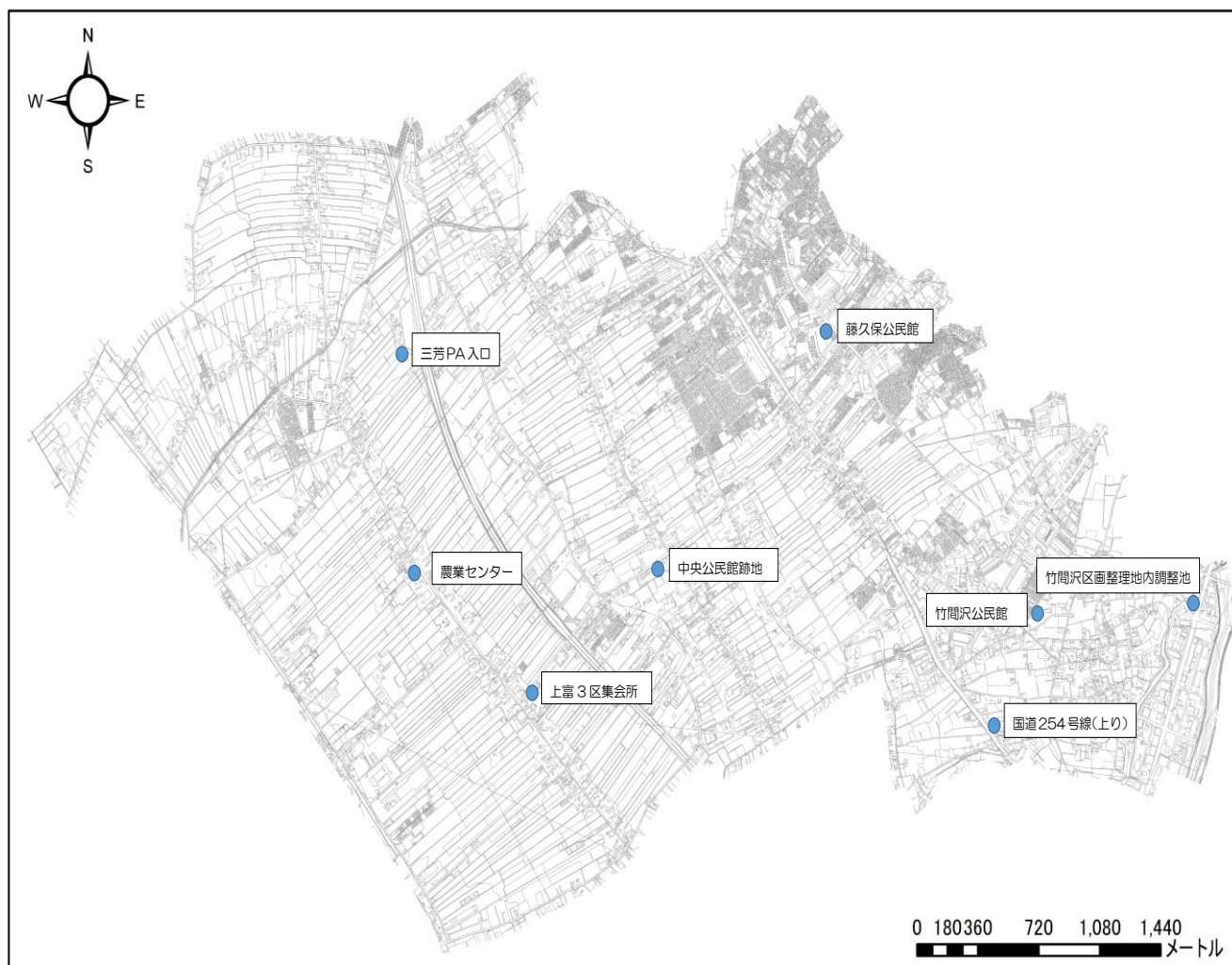
令和7年6月11日から令和8年3月6日までの間に計6回。

(3) 測定地点

- ①三芳町立中央公民館跡地 ②三芳町立藤久保公民館 ③竹間沢区画整理地内調整池
④三芳町農業センター ⑤三芳町立竹間沢公民館 ⑥国道254号線沿（上り）
⑦上富第三区集会所 ⑧三芳PA下り入口

ち

大気中の二酸化窒素濃度調査（フィルターバッチ）箇所



(4) 調査結果

各地点における年平均値は、表のとおり 0.008ppm（藤久保公民館ほか3か所）～0.013ppm（竹間沢区画整理地内調整池）であり、すべての調査地点で環境基準を達成しました。

（単位：ppm）

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	平均値	測定数
	6/11	7/31	9/30	11/28	1/30	3/6		
①三芳町立中央公民館	0.008	0.005	0.006	0.012	0.012	0.010	0.009	6
②三芳町立藤久保公民館	0.006	0.004	0.005	0.013	0.011	0.010	0.008	6
③竹間沢区画整理地内調整池	0.013	0.009	0.012	0.016	0.014	0.015	0.013	6
④三芳町農業センター	0.006	0.004	0.006	0.011	0.011	0.010	0.008	6
⑤三芳町立竹間沢公民館	0.006	0.004	0.005	0.013	0.011	0.010	0.008	6
⑥国道254号線沿（上り）	0.006	0.009	0.009	0.017	0.016	0.014	0.012	6
⑦上富三区集会所	0.012	0.004	0.006	0.013	0.012	0.010	0.010	6
⑧三芳PA下り入口	0.010	0.007	0.009	0.015	0.011	0.013	0.011	6
平 均 値	0.008	0.006	0.007	0.014	0.012	0.012	0.010	

二酸化窒素について調査月ごとの値の変化をみると、おおむね冬季に高い値となる傾向がみられます。一般的に冬季にかけて濃度が高くなる原因は、逆転層の形成などにより二酸化窒素が地表近くで滞留していることによるといわれています。

(5) 環境基準

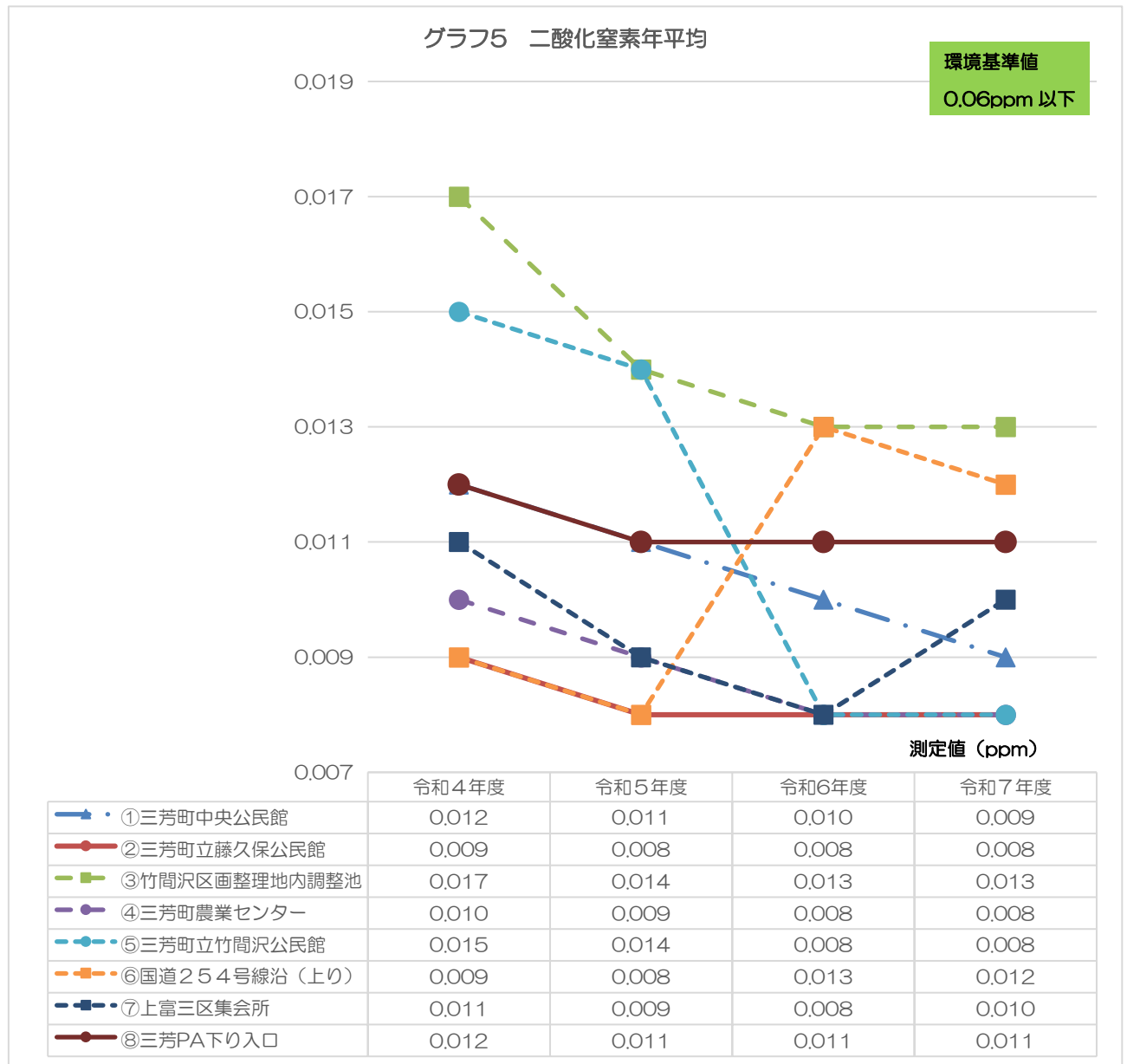
二酸化窒素に係る環境基準について （S53.7.11 環告38）	1時間値の1日平均が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
-------------------------------------	---

(6) 周辺測定数値（埼玉県大気環境課／令和6年度測定値）（単位：ppm）

測定局	年平均	
富士見局（富士見市鶴馬）	0.010	環境基準達成
東所沢局（所沢市東所沢）	0.010	環境基準達成

(7) 年度推移

大気中の二酸化窒素年平均値の経年変化はグラフ5のとおりで、令和3年度からは減少している傾向です。



3 河川水質調査

(1) 調査の目的

三芳町を貫流する荒川右岸流域下水道砂川堀雨水幹線など、三芳町境に流れる河川の水質を調査し、環境基準との適合性を見るとともに、水質汚濁の現況を把握し、今後の水質浄化対策の基礎資料とします。



河川水質調査

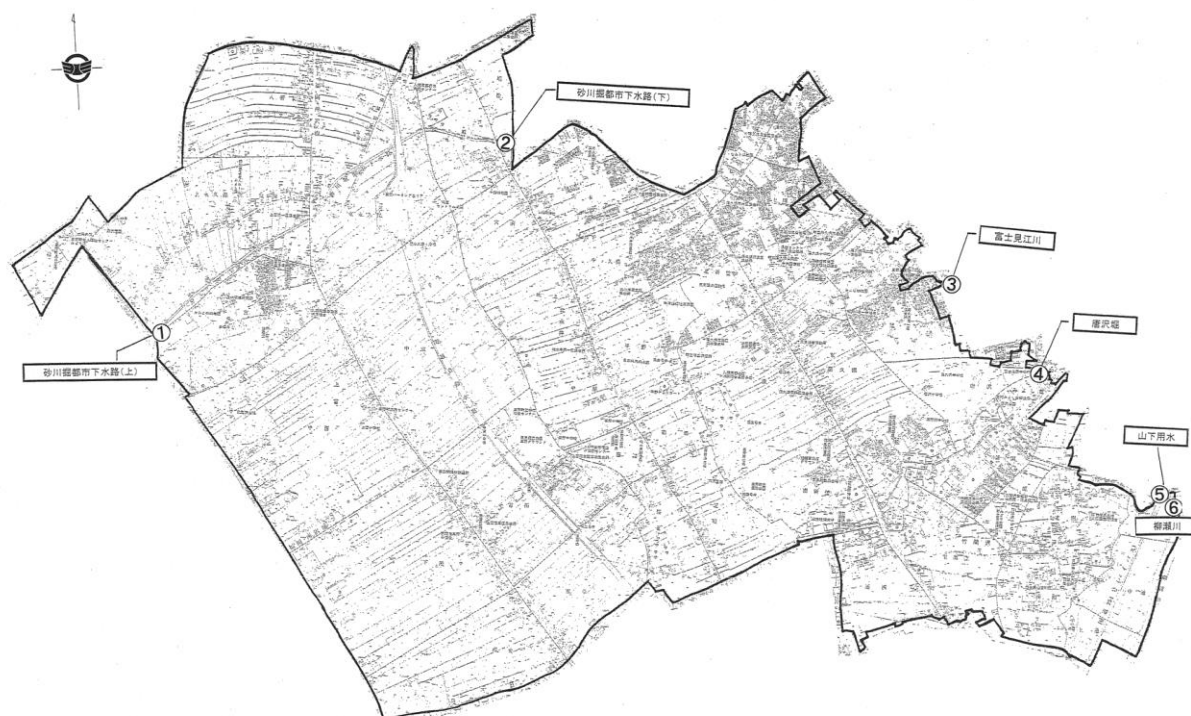
(2) 調査日程・測定地点

春季調査、夏季調査、秋季調査、冬季調査の計 4 回。

河川水質調査の日程

測定地点	調査日程
①砂川堀雨水幹線（上流）所沢市境	春季：令和 7 年 6 月 11 日 夏季：令和 7 年 8 月 18 日 秋季：令和 7 年 11 月 19 日 冬季：令和 8 年 2 月 16 日
②砂川堀雨水幹線（下流）ふじみ野市境	
③富士見江川 富士見市境	
④唐沢堀 富士見市境	
⑤山下用水 富士見市境	
⑥柳瀬川 志木大橋付近	

測定地点



(3) 調査対象河川等の特徴



①砂川堀雨水幹線（上流）所沢市境

所沢市に源を発する、下水道の要素を持つ雨水排水路です。約9割が生活雑排水の都市下水路になっています。

②砂川堀雨水幹線（下流）ふじみ野市境

事業系排水や生活雑排水等の流入により、生物化学的酸素要求量（BOD）が環境基準を上回るなど、河川汚染が見受けられます。

③富士見江川 富士見市境

公共下水道の普及に伴い水量は減少しています。外見上の汚濁度は良いが、洗剤排水による汚濁が目立ちます。

④唐沢堀 富士見市境

公共下水道の普及にもかかわらず、水量は横ばい。事業系排水や生活雑排水による汚染が目立ちます。

⑤山下用水 富士見市境

所沢市を源に発し、古くは農業用水として使用されていましたが、現在は生活雑排水等が流入しています。

⑥柳瀬川 志木大橋付近

狭山湖・多摩湖の余剰水による河川です。東京都下水道処理場排水、集合団地等の生活雑排水が流入しています。

(4) 調査結果

調査対象のうち、環境基準が適用されるのは柳瀬川だけですが、その他の河川等については、参考として接続先の河川（新河岸川及び柳瀬川。C類型）の基準と比較して分析しています。

①砂川堀雨水幹線（上流）所沢市境

年平均値では、水素イオン濃度(以下「pH」)が8.2、生物化学的酸素要求量(以下 BOD)が3.5、浮遊物質(以下「SS」)が3でした。すべての項目において環境基準河川C型類を達成しました。水素イオン濃度については夏季の調査(9.8)で基準超過が見受けられましたが、一時的な生活雑排水等の影響によるものと考えられます。

②砂川堀雨水幹線（下流）ふじみ野市境

年平均値では、pHが7.3、BOD11が7、SSが7でした。pH及びSSの項目において環境基準河川C型類を達成しました。BODについては全季の調査で基準超過が見受けられました。町内事業所からの排水の影響も考えられ、引き続き経過観察をまいります。

③富士見江川 富士見市境

年平均値では、pH が 6.8、BOD が 2.5、SS が 1 でした。すべての項目において環境基準河川C型類を達成しました。

④唐沢堀 富士見市境

年平均値では、pH が 7.6、BOD が 4.8、SS が 21 でした。BOD については春季及び秋季の調査で基準超過、SS については春季の調査で基準超過が見受けられました。

⑤山下用水 富士見市境

年平均値では、pH が 7.4、BOD が 1.3、SS が 1 でした。すべての項目において環境基準河川C型類を達成しました。



⑥柳瀬川 志木大橋付近

年平均値では、pH が 7.3、BOD が 1.9、SS が 4 でした。すべての項目において環境基準河川C型類を達成しました。

ア 水素イオン濃度(pH) 調査結果

環境基準値/6.5 以上から 8.5 以下

※単位：ph

調査地点	春季	環境基準	夏季	環境基準	秋季	環境基準	冬季	環境基準	年平均値
①砂川掘雨水幹線（上流）所沢市境	7.6	達成	9.8	未達成	7.8	達成	7.6	達成	8.2
②砂川掘雨水幹線（下流）ふじみ野境	7.2	達成	7.8	達成	7.1	達成	7.2	達成	7.3
③富士見江川 富士見市境	6.8	達成	7.1	達成	7.0	達成	6.4	達成	6.8
④唐沢堀 富士見市境	7.6	達成	7.4	達成	7.6	達成	7.8	達成	7.6
⑤山下用水 富士見市境	7.2	達成	7.4	達成	7.6	達成	7.4	達成	7.4
⑥柳瀬川 志木大橋付近	7.1	達成	7.4	達成	7.3	達成	7.3	達成	7.3

イ 生物化学的酸素要求量(BOD) 調査結果

環境基準値/5 以下

※単位：mg/ℓ

調査地点	春季	環境基準	夏季	環境基準	秋季	環境基準	冬季	環境基準	年平均値
①砂川掘雨水幹線（上流）所沢市境	3.6	達成	2.7	達成	2.8	達成	5.0	達成	3.5
②砂川掘雨水幹線（下流）ふじみ野境	5.2	未達成	7.7	未達成	22	未達成	10	未達成	11
③富士見江川 富士見市境	3.3	達成	2.7	達成	2.0	達成	2.0	達成	2.5
④唐沢堀 富士見市境	5.8	未達成	2.7	達成	6.0	未達成	4.6	達成	4.8
⑤山下用水 富士見市境	0.7	達成	1.5	達成	1.1	達成	1.9	達成	1.3
⑥柳瀬川 志木大橋付近	1.0	達成	2.3	達成	1.6	達成	2.8	達成	1.9

ウ 浮遊物質(SS)調査結果

環境基準値/50 以下

※単位: mg/ℓ

調査地点	春季	環境基準	夏季	環境基準	秋季	環境基準	冬季	環境基準	年平均値
①砂川掘雨水幹線（上流）所沢市境	3	達成	4	達成	1	達成	5	達成	3
②砂川掘雨水幹線（下流）ふじみ野境	5	達成	9	達成	7	達成	7	達成	7
③富士見江川 富士見市境	3	達成	7	達成	1	達成	5	達成	1
④唐沢堀 富士見市境	82	未達成	3	達成	1 未満	達成	2	達成	21
⑤山下用水 富士見市境	4	達成	1	達成	1 未満	達成	1 未満	達成	1
⑥柳瀬川 志木大橋付近	3	達成	3	達成	2	達成	9	達成	4

(5) 環 境 基 準

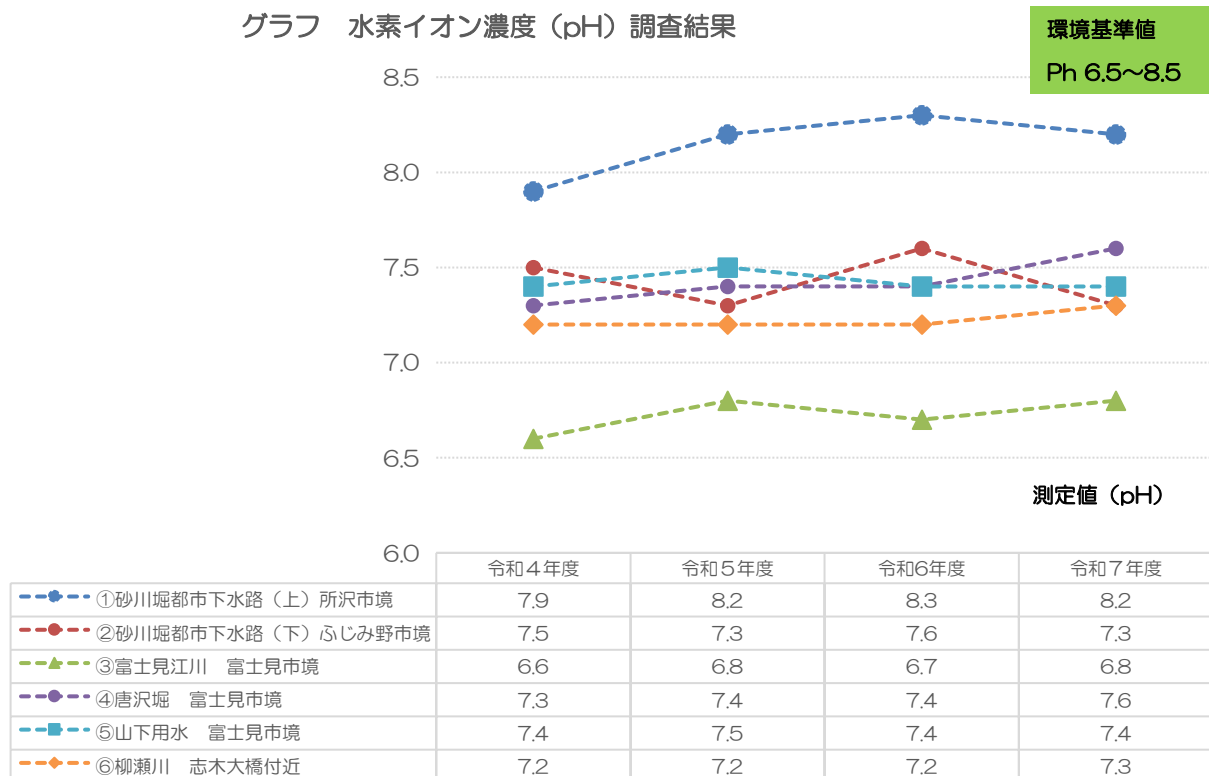
調査地点	流入先	環境基準	基準値
No①.②.③.④	新河岸川	生活環境の保全に関する環境基準 河川C型 (S46.12.28 環告 59 H15.11.5 環告 123 改正)	ph 6.5~8.5 BOD 5mg/ℓ 以下 SS 50mg/ℓ 以下
No⑤.⑥	柳瀬川	生活環境の保全に関する環境基準 河川C型 (S46.12.28 環告 59 H15.11.5 環告 123 改正)	ph 6.5~8.5 BOD 5mg/ℓ 以下 SS 50mg/ℓ 以下

(6) 年度推移

① 水素イオン濃度 (pH)

水素イオン濃度 (pH) の経年変化は、①砂川掘都市下水路（上流）所沢市境で高い濃度を示しているものの、おおむね環境基準値内横ばいで推移しています。

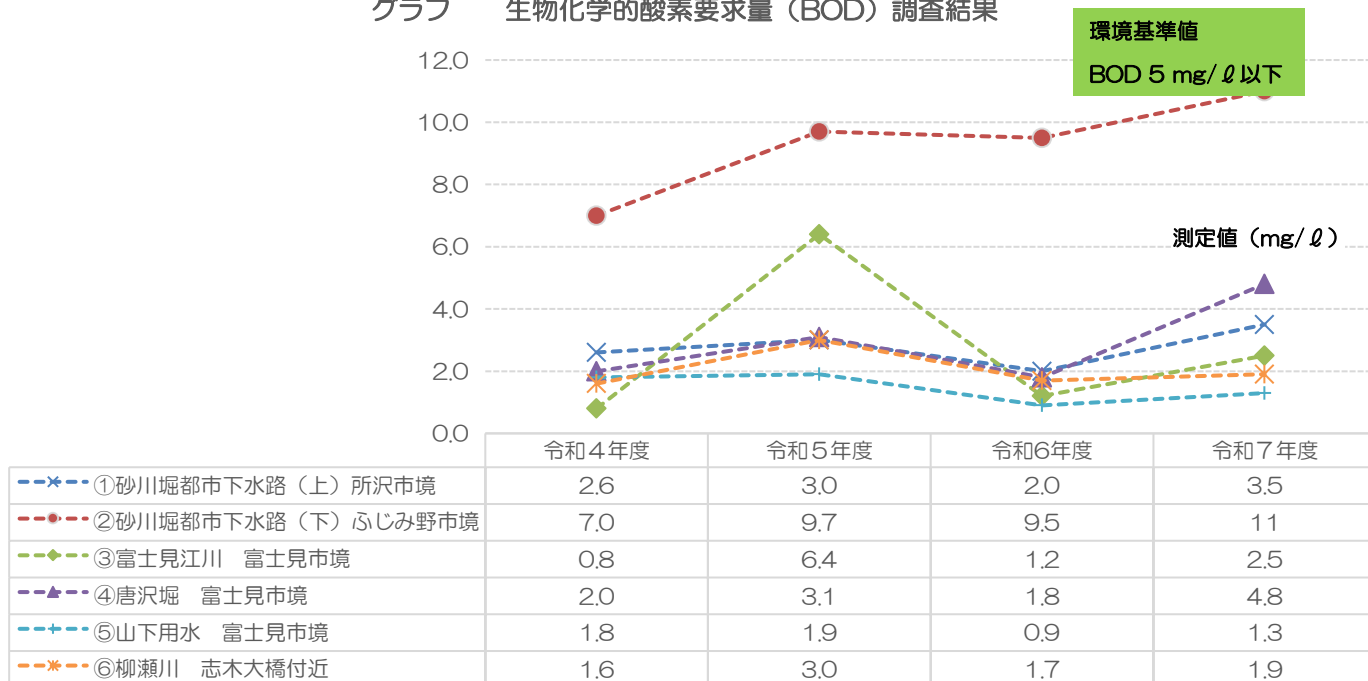
グラフ 水素イオン濃度 (pH) 調査結果



② 生物化学的酸素要求量（BOD）

生物化学的酸素要求量（BOD）の経年変化は、②砂川堀都市下水路（下流）ふじみ野境において環境基準超過の状態が継続しています。令和5年度の③富士見江川 富士見市境が基準値超過でしたが、令和6年度以降は下回りました。

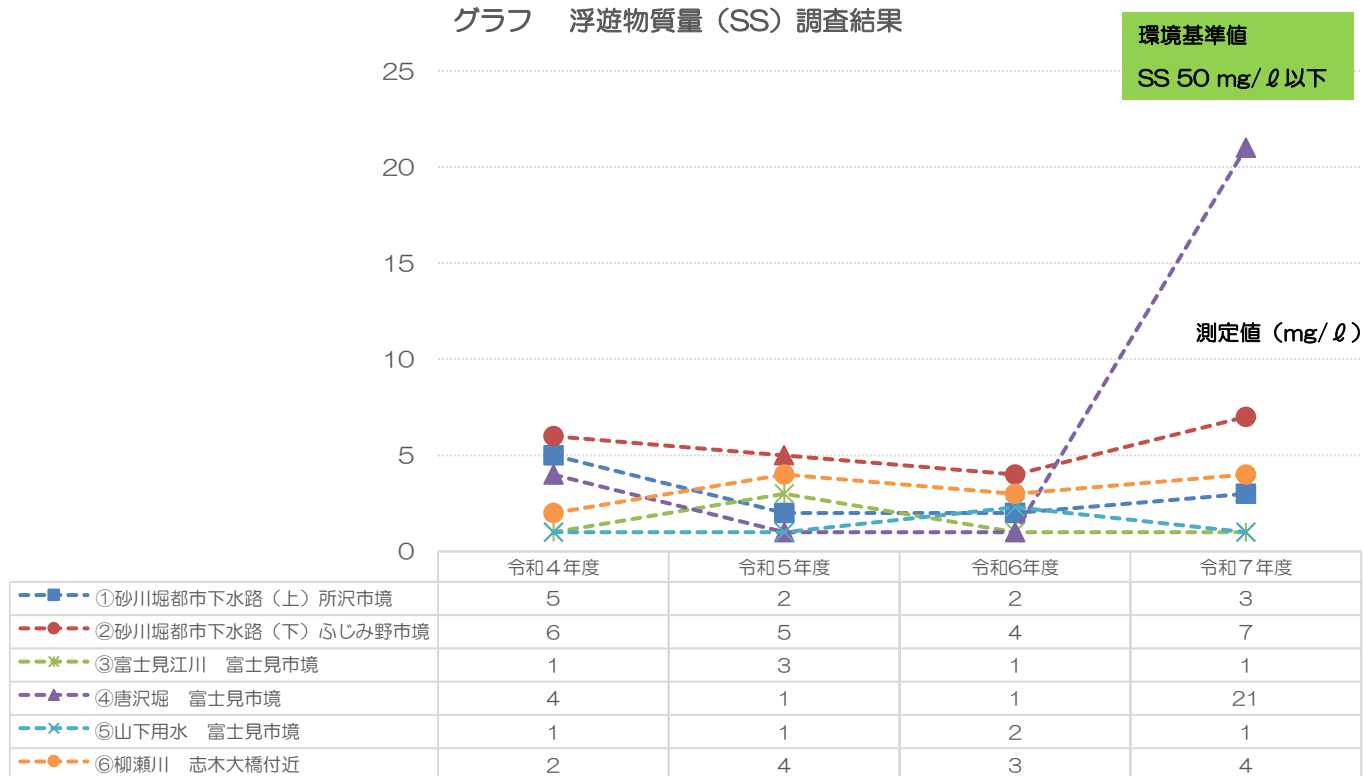
グラフ 生物化学的酸素要求量（BOD）調査結果



③ 浮遊物質量（SS）

浮遊物質量（SS）の経年変化は、令和7年度の④唐沢堀 富士見市境で高い数値を示しましたが、全調査地点や調査年度によりわずかな変化はありますが、基準値（50mg/ℓ以下）を下回っています。

グラフ 浮遊物質量（SS）調査結果



4 道路交通騒音測定調査

(1) 調査の目的

町内 5 地点において自動車交通騒音を測定し、実態を把握、検証することにより、自動車交通騒音公害対策の資料とします。

(2) 調査日程・測定地点

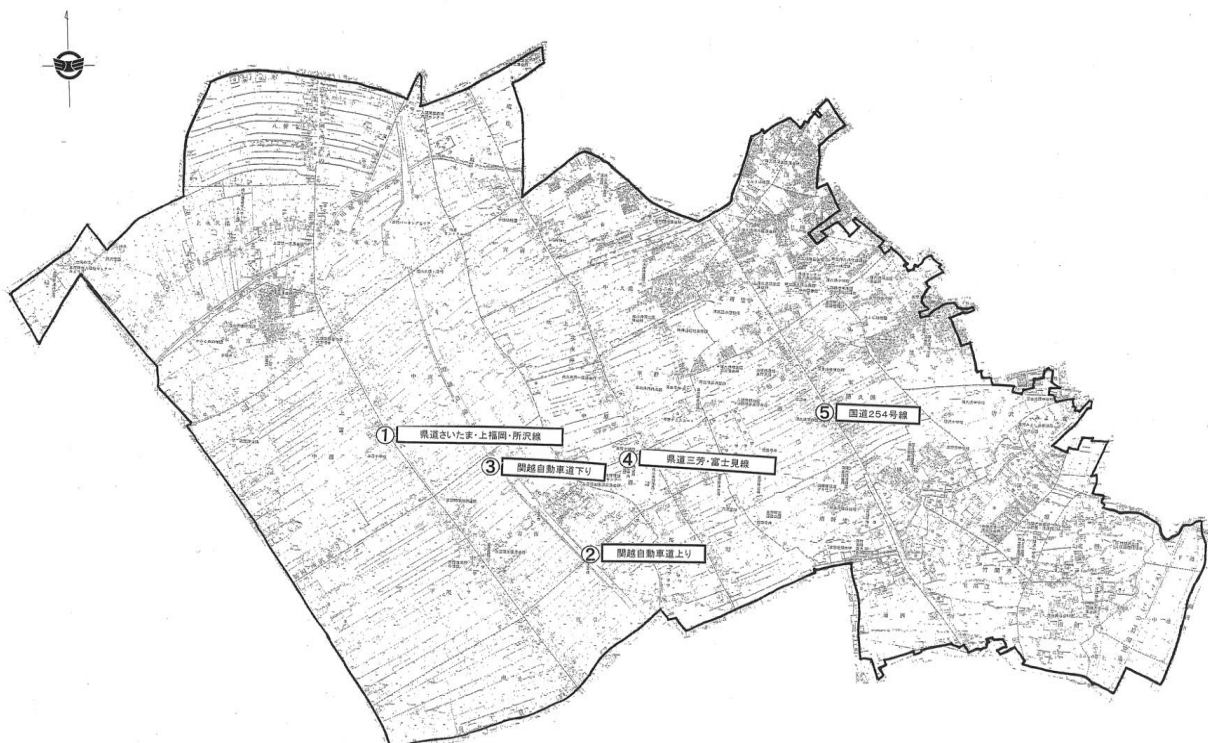
令和 8 年 2 月 10 日（火）～ 令和 8 年 2 月 11 日（水）



道路交通騒音測定調査の日程

測定地点	日 程
A 県道さいたま・ふじみ野・所沢線	令和 8 年 2 月 10 日（火）～ 2 月 11 日（水）
B 関越自動車道下り	
C 関越自動車道上り	
D 県道三芳・富士見線	
E 国道 254 号線（川越街道）	

測定地点



(3) 調査結果

騒音に係る基準は、環境基準（環境基本法）と要請限度（騒音規制法）が定められており、E 地点国道 254 号線（川越街道）における夜間数値がわずかに超過していますが、その他については環境基準、要請限度ともに達成しています。

調査結果

測定地点	昼間数値	夜間数値	環境基準	要請限度
A 県道さいたま・ふじみ野・所沢線	67dB	62dB	達成	達成
B 関越自動車道下り	59dB	55dB	達成	達成
C 関越自動車道上り	66dB	62dB	達成	達成
D 県道三芳・富士見線	67dB	64dB	達成	達成
E 国道 254 号線（川越街道）	68dB	67dB	未達成	達成

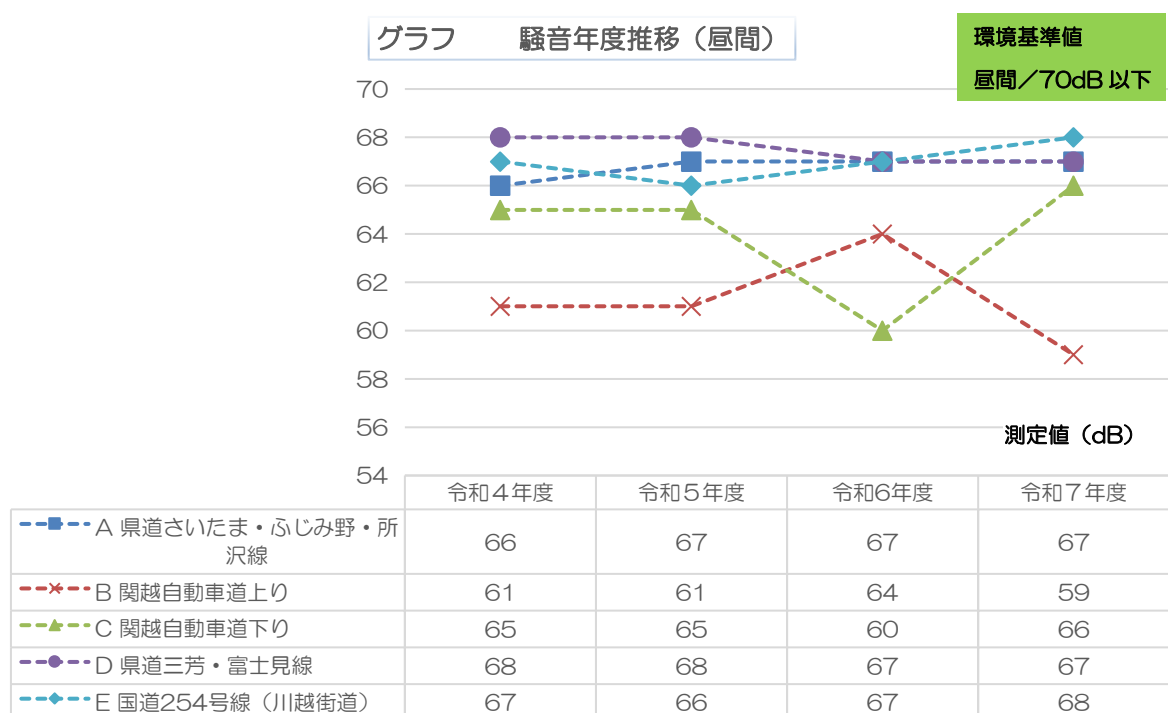
(4) 環境基準と要請限度

騒音に係る環境基準 (平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号)	昼間（6 時～22 時）	夜間（22 時～6 時）
	70dB	65dB
騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度 (昭和 46 年 6 月 23 日総理府・厚生省令第 3 号、平成 12 年改正総理府令第 15 号)	昼間（6 時～22 時）	夜間（22 時～6 時）
	75dB	70dB

(5) 年度推移

① 道路交通騒音（昼間）

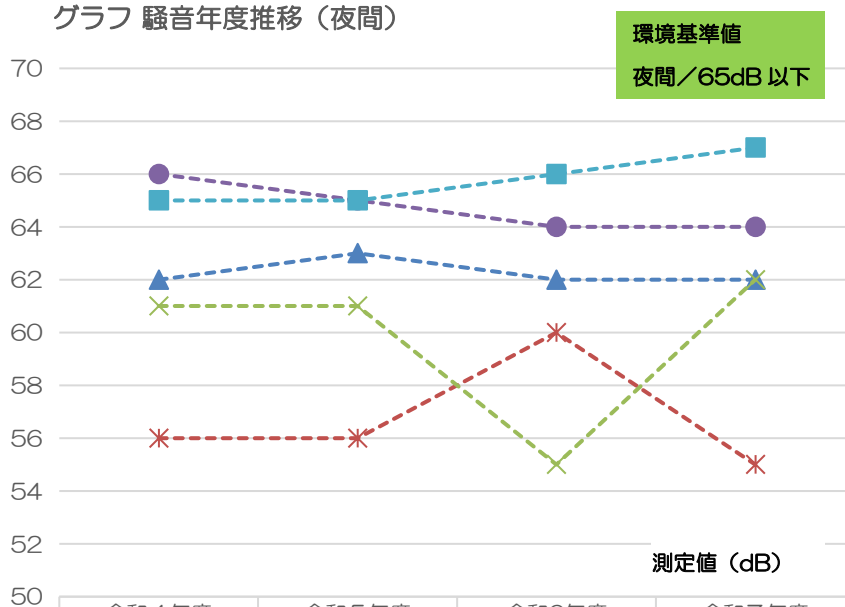
騒音レベルの年度推移については、すべての地点及び年度について基準値以下でおおむね横ばいで推移しています。



② 道路交通騒音（夜間）

騒音レベルの年度推移については、D 県道三芳・富士見線が令和 4 年度、E 国道 254 号線（川越街道）が令和 6 年度及び 7 年度において、環境基準値をわずかに超過しています。

グラフ 騒音年度推移（夜間）



	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
—▲— A 県道さいたま・ふじみ野・所沢線	62	63	62	62
—*— B 関越自動車道上り	56	56	60	55
—×— C 関越自動車道下り	61	61	55	62
—●— D 県道三芳・富士見線	66	65	64	64
—■— E 国道254号線（川越街道）	65	65	66	67



用語解説 / 人体に与える影響

1. ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾジオキシン（PCDDs）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）及びコプラナーPCBを合わせた総称です。

排出源は、廃棄物焼却炉、製鋼用電気炉や焼結炉及び非鉄金属の精錬工程等です。

※人体に与える影響

ダイオキシン類が影響するホルモン異常により、次世代の子供に知能指数の減少、精子の運動能力減少等の影響が生じる可能性があります。

2. 二酸化窒素

赤褐色の気体で、大気中の窒素酸化物の主要成分です。

空気中で燃料などを燃焼させると、その過程で窒素酸化物が必ず発生し、燃焼温度になるほど多く発生します。窒素酸化物の多くが一酸化窒素として排出されますが、大気中で酸化されて二酸化窒素となります。

主な発生源は、工場、事業場、自動車です。

※人体に与える影響

呼吸器の細菌感染などに対する抵抗力を弱め、鼻、喉の粘膜、呼吸器系統への刺激を与えます。また、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質でもあります。

3. ベンゼン

6つの炭素原子と6つの水素原子からなる化合物で、6つの炭素原子が環状に結合した構造を持ちます。ベンゼン環を持つ化合物には特有の匂いがあることから、これら化合物を総称して「芳香族炭化水素」と呼びます。

主な発生源は自動車の排気ガスと考えられていますが、たばこの煙にも含まれており、屋外、屋内両面での対策が必要です。

※人体に与える影響

発ガン性を有するとされており、低濃度でも長時間にわたって曝露されると造血系障害や再生不良性貧血を引き起こすこともあります。

4. 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{g}$ （100分の1mm）以下の微細な粒子の総称です。

主な発生源は、工場・事業場のばいじん、粉じん、ディーゼル自動車の黒煙のほか、これらが大気中で反応した二次生成物質や土壌粒子、海塩粒子など多岐にわたります。

※人体に与える影響

呼吸により体内に入ります。特に粒径の小さな物質については、肺胞に留まり、溶解性の物であれば血液に取り込まれますが、不溶解性のものであるとそのまま肺組織に留まり、生体に悪影響を及ぼします。

5. 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素類などの汚染物質が、太陽光線（紫外線）によって複雑な光化学反応を起こして作られる酸化性物質の総称であり、主成分はオゾンです。特に夏期、日差しが強く風の弱い日に発生しやすいです。

※人体に与える影響

目がチカチカする、喉が痛いなどの健康被害のほか、視程障害、植物の葉の組織を破壊するなど広範囲に及びます。

6. pH（水素イオン濃度指数）

酸性・アルカリ性の程度を表す指標で、中性の水では pH 7、酸性になると 7 よりも小さく、アルカリ性では 7 よりも大きくなります。

工場排水、下水等に影響を受けますが、これらの影響が少ない河川では、水中の藻類等の炭酸同化作用（光合成）によってアルカリ性に傾くことが知られています。

7. BOD（生物化学的酸素要求量）

容存酸素の存在する状態で、水中の微生物が増殖や呼吸作用によって消費する酸素をいい、水質汚染を示す代表的な指数として用いられます。数値が大きいほど汚染していることを示します。

8. SS（浮遊物質）

水中に浮遊している物質の量のことをいい、数値が大きいほど、水の濁りが多いことを示します。



令和 8 年（2026）年 5 月

発行 三芳町役場 環境課

〒354-8555

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1